

二弁平成28年人第116号
2016年（平成28年）4月18日

警視庁
警視総監 殿

第二東京弁護士会
会 長 早稲田 祐美子

警 告 書

当会は、当会人権擁護委員会の調査の結果、申立人A氏からの人権救済申立事件について、貴庁に対し、下記の通り警告いたします。

警 告 の 趣 旨

2009（平成21）年1月19日午後2時45分ころ、警視庁大塚警察署所属の警察官によって、申立人に対してなされた所持品検査は、任意に協力を求める範囲を逸脱し強制にわたるものであったと評価すべきであり、警察官職務執行法に反する違法なものであった。

よって、今後は、違法な捜査を行わないよう、警告する。

警 告 の 理 由

1 認定した事実の概要

申立人は、2009年1月19日午後2時45分ころ、文京区大塚5丁目護国寺前交差点付近を自動車で行中、同所付近にある護国寺派出所交番の警察官4～5名から停車を求められた。

警察官らは、申立人に対し職務質問を行い、さらに所持品検査を求めたところ、申立人は、所持品検査は任意であるから拒否する旨述べた。

このように申立人が明確に拒絶したにもかかわらず、多数の警察官らは、引き続き、相当な長時間にわたり申立人に所持品の開示を求め続けた。申立人は、やむなく所持品検査に応じることにし、自動車の内部や所持していた財布、鞆の中身を見

せた。

2 判断

所持品検査は、任意の捜査手段である職務質問（警察官職務執行法2条1項）の付随行為として許容されるにすぎないのであり（最高裁判所昭和53年6月20日第三小法廷判決・刑集32巻4号670頁）、所持人の承諾を得て、その限度において行われなければならない。

前記のとおり、申立人が所持品検査に応じるに至ったのは、申立人が拒絶したにもかかわらず、多数の捜査官が協力して、相当な長時間にわたり、申立人に所持品の開示を求め続けた結果なのであって、そのような態様によって実施された本件の所持品検査は、任意に協力を求める範囲を逸脱し強制にわたるものであったと評価すべきであり、警察官職務執行法に反する違法なものであったことは明らかである。

よって、本件における相手方の行為は、申立人の人権を侵害する違法なものであると認められ、かつ、今後の再発防止のためには、相手方に対して警告を行うことが必要と認められる。

以 上